

米子市小型除雪機購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雪支え愛地域において、小型除雪機械（原動機を用いるものに限る。以下「除雪機」という。）による除雪が行われることにより、冬期における通学路及び生活道路の通行を迅速に確保し、もって地域の生活環境の向上に資するため、除雪機を購入する自主防災組織及び自治会に対し、予算の範囲内において米子市小型除雪機購入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大雪支え愛地域」とは、大雪支え愛活動推進補助金交付要綱（令和5年7月28日付け第202300090525号鳥取県危機管理部長通知）第3条に規定する大雪支え愛地域をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内の自主防災組織及び自治会（いずれも連合組織を含む。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 大雪支え愛地域として大雪支え愛活動推進補助金交付要綱第4条第2項の登録を受けていること。
- (2) 除雪機を運用するための人員体制が整備されていること。
- (3) 除雪機の保管場所の確保その他の管理体制が整備されていること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、除雪機（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）の購入とする。

- (1) 大雪支え愛地域内の道路その他住民の安全な移動を確保するために必要な場所の除雪の用に供するものであること。
 - (2) 新品のものであること。
- 2 補助事業者は、前項の除雪機の購入に当たっては、市内の事業者に発注するよう努めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（除雪機1台分に限る。）とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 部品の購入に要する経費
- (2) 修理に要する経費
- (3) 燃料及び油脂類の購入に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、除雪機の維持管理に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に、3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）又は20万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手しようとする日の10日前

までに、規則第6条第1項の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 除雪機の仕様書
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 除雪を予定する箇所及び除雪機の保管場所の位置図
- (5) 除雪作業への従事を予定している者の名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等の通知)

第8条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、規則第9条第1項の補助金等交付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。
(完了届)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日の翌々日又は当該補助事業に係る補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第16条の補助事業等完了届出書を市長に提出しなければならない。
(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したときは、当該補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日までに、規則第18条第1項の補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 除雪機及びその保管場所を撮影した写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(維持管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した除雪機を、常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。
(譲渡等の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した除雪機を、その取得の日から5年を経過する日までの間は、譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が規則第21条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に対する補助金の交付の決定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。